

## 牧野フライス製作所 従業員行動規範

2022年3月1日改訂

当社ならびに当社グループ役員・社員は「Promise of Performance」のもと、当行動規範の実践を通して社会へ貢献することを宣言いたします。

### 1 法令等の遵守

私たちは法令及び社内の諸規程を遵守するとともに、社会規範に基づき、良識ある企業活動を行います。

### 2 人権の尊重

#### 2.1 人権の尊重

私たちは事業に関係する全ての人々の人権、社会とその文化を尊重します。

#### 2.2 差別の禁止

私たちは事業に関係する全ての人々に対して、人種、民族、性別、年齢、信条、宗教等を理由とした差別的な取り扱いを行いません。

#### 2.3 強制労働と児童労働の禁止

私たちは、人身売買、奴隷労働、本人の意思に反した強制的な労働は一切認めません。また、法定就業年齢（15歳。安全・衛生上の危険にさらされる可能性がある業務に従事する場合は18歳）に満たない児童を雇用および労働させません。

### 3 良識ある企業活動

#### 3.1 契約の誠実な履行

私たちは事業に関する契約を信頼関係のもと誠実に履行いたします。

#### 3.2 公正な競争

私たちは事業におけるあらゆる取引先、同業他社との関係において公正であることを保ち、関係する全ての法令を遵守します。

#### 3.3 不適切な支出の禁止

私たちは事業に関して不適切な贈答、接待、政治献金、寄付等を行いません。また、私たちが取引先等からの贈答、接待等を受ける場合には適切な範囲となるよう十分に注意いたします。

#### 3.4 製品の品質、安全性の追求

私たちは、私たちの製品やサービスが常に信頼に足るものであるよう努力するとともに、品質や安全に配慮し、問題が判明した場合には速やかにかつ適切に対応いたします。

### 3.5 情報の適切な開示

私たちは事業に関する情報の開示において正確、迅速であるとともに、社会的責任を果たし、関連法令、手続きを遵守します。

### 3.6 輸出入手続きの遵守

私たちは各国・地域の輸出入に関する法令、手続きを遵守します。

### 3.7 外注先、購入先との健全な取引

私たちは、公平かつ公正な取引によって外注、購入を行います。

私たちは発注業者としての優位な立場を利用した、いかなる不当な取引も行いません。

私たちは確かな品質とともに、法令を遵守し、企業倫理のもと社会的責任を果たしている外注先、購入先を選定いたします。

### 3.8 知的財産の活用と保護

私たちは知的財産も重要な会社資産であることを認識し、有効に運用するとともに、関連法令、手続きを遵守します。

### 3.9 反社会的勢力の排除

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力とも関係せず、また関係のある取引を行いません。

### 3.10 健全な労働環境の確保

私たちはハラスメントを防止し、安全で快適な職場環境を確保します。また、適用される法令に従い、社員が自らの意思に基づき労働組合を結成・参加し、団体交渉を行う権利を尊重します。

## 4 環境への配慮

### 4.1 環境への配慮

私たちは環境保護に関係する法令、手続きを遵守するとともに、これを人類共通の課題として捉え、持続可能な社会に対する責任を担う意識を持ち、環境へ配慮した事業活動を行います。

## 5 内部統制

### 5.1 不正行為、利益相反行為の禁止

私たちは法令及び社内の諸規程を遵守し、公私を峻別し、常に会社の最良の利益となるよう行動します。会社の利益と相反する可能性のある関係を取引先、お客様、競合他社との間で持つことはなく、会社の資産や利益を害するような行為はいたしません。

### 5.2 適正な会計報告

私たちは、会計帳簿や記録を正確に作成し、一般に公正妥当と認められた会計原則

に従って適正な会計処理を行い、法令・基準等に則り適切な情報開示を行います。

#### 5.3 企業秘密の保護

私たちは自らの企業秘密のみならず、取引先の企業秘密をも同様に取り扱い、不正利用や第三者への漏洩を防止します。

#### 5.4 インサイダー取引の禁止

私たちは、インサイダー取引は行いません。

#### 5.5 個人情報の保護

私たちは個人情報の取り扱いに関する法令、手続きを遵守するとともに、その取得、利用にあたっては必要最小限度に留めます。また、不正な利用、漏洩、紛失、改変を防止いたします。

#### 5.6 内部通報制度と通報者の保護

私たちは、違法行為や問題のある活動を発見した場合には、会社のしかるべき部門に通報し、早期是正に努めます。私たちは、そのような通報が適切に行えるよう内部通報制度を整備するとともに、通報者を保護し、不利益な取扱いをいたしません。

#### 5.7 懲戒処分

私たちは、役員・社員が当行動規範に違反して不正行為、利益相反行為、インサイダー取引等の違法行為や問題のある行為を行った場合、就業規則等の定めるところにより適正な処分を行います。